

河合町自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1. 貸付物件の概要

(1) 貸付場所及び貸付面積

財産名称及び住所：別紙契約書（案）及び自動販売機貸付場所一覧を参照すること。

※1 高さは、概ね2.00mとする。

※2 電源は有り。

※3 缶入り又はペットボトル入りの自動販売機とする。

(2) 貸付面積（1台分あたり）

・自動販売機：概ね 1.2m（幅）×0.9m（奥行）

・回収ボックス：概ね 0.6m（幅）×0.6m（奥行）

※貸付面積には、自動販売機の放熱スペース、支持台等を含む。

(3) 貸付期間

令和7年10月1日から令和10年3月31日まで（更新なし）

2. 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

①大きさは、上記1の（2）に記載されている容積以内とする。

②デザインは、周辺環境に配慮した外観色とし、単色で公共機関にふさわしいものとする。

(2) 環境対策

①省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及びピークカット並びに、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

②フロン対策

二酸化炭素、炭化水素又は HFO-1234yf を冷媒として採用した機種とする。

(3) 安全対策

①転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

②食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全

を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、室内設置であっても、「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

（４）自動販売機の設置及び管理運営

①設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

②設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

③販売価格は、標準販売価格（定価）以下とする。

④設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

⑤日常管理を行う管理者の連絡先（管理者名、住所、電話番号）の記載のあるものを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼付する。

⑥地域社会における社会活動実績の報告書を、毎年度末に河合町に提出するものとする。

3. 賃貸借料・管理費

（１）最低貸付額は、一台につき年額 30,000円（税抜）以上とする。

（２）年額の賃貸借料は、貸付料提案書に記載された金額に当該消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数額を切り捨てるもの）とする。

（３）光熱水費を含む管理費は、賃貸借料に含むものとする。

（４）賃貸借料は、貸付年度の 1 年度分の費用として、河合町から設置者に請求するものとする。

（５）初年度の賃貸借料は、上記（２）の半年分の料金とする。

4. 売上手数料

徴収しないものとする。

5. 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

6. 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して河合町の確認を受けなければならない。

7. 自動販売機に伴う事故

河合町の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

契約および契約に付随する契約に関し紛争が生じた場合、訴額に応じて奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

8. 商品等の盗難及び破損

(1) 河合町の責に帰することが明らかな場合を除き、河合町はその責を負わない。

(2) 設置者は、商品及び自動販売機が破損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

9. その他

本仕様書に基づき提出した自動販売機設置に関する提案書に記載した提案内容を実行する。